

豊田市農業振興対策3類補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則(昭和45年規則第34号)に定めるもののほか、農業振興対策3類に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、別表の補助事業欄に掲げる事業とする。

(交付の対象及び補助率)

第3条 それぞれの補助事業に係る補助金の交付目的、補助金の交付対象者(以下「補助事業者」という。)、補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、補助率及び限度額は別表1の補助事業の区分に応じ、同表の交付目的欄、補助事業者欄、補助対象経費欄、補助率及び限度額欄のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする補助事業者は、農業振興対策3類補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 各補助事業における事業計画書等
 - (2) 収支予算書(様式第2号)
 - (3) 豊田市の税金の納税証明書(滞納がないことを証明できるもの。補助事業者が本市において課税がない場合を除く。)
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の補助事業者が法人又は団体であるときは、前各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 役員名簿(様式第3号)

3 第1項の規定による申請書を提出するに当たっては、各補助事業者において当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金等に係る消費税相当額が明らかでない補助事業者については、この限りでない。

- 4 補助金の額の算定に当たっては、算出された額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 5 別表2に掲げる補助事業については、第3項の規定を適用しない。

(交付の決定)

- 第5条 市長は、第4条第1項の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じ実態調査等を行い、補助金の交付を適当と認めるときは、予算の範囲内において交付の決定をし、農業振興対策3類補助金交付決定通知書(様式第4号)により、補助事業者に通知しなければならない。
- 2 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、前項の決定に条件を付することができる。
 - 3 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、法人・任意団体等の場合は市税の収納状況を、個人・個人事業主等の場合は住民基本台帳の閲覧及び市税の収納状況を確認することができる。

(交付決定の除外要件)

- 第6条 前条第1項の規定にかかわらず、市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定をしないことができる。
- (1) 法人等(法人若しくは団体又は個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながらその組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。
 - (2) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
 - (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 豊田市税を滞納しているとき。

(計画変更)

第7条 補助事業者は、第6条第1項の通知を受けた後において補助事業の計画変更（廃止及び中止を含む。）をしようとするときは、直ちに市長に農業振興対策3類計画変更承認申請書（様式第5号）を提出し、その承認を受けなければならない。

(変更決定等)

第8条 市長は、前条の規定による変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、第6条第1項の規定による決定を変更することができる。

2 市長は、前項の規定により当該補助金の交付の変更を承認したときは、農業振興対策3類変更交付決定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

(着手報告等)

第9条 補助事業の着手は原則として第6条第1項に基づく交付決定の以後に行うものとする。ただし、別表3に掲げる事業において止むを得ない事情により交付決定前に着手する必要がある場合には、その旨を明記した交付決定前着手届(様式第7号)を、あらかじめ市長に提出するものとする。この場合においても、必ずしも交付決定されるとは限らないことに留意する。

2 別表3に掲げる補助事業にかかる補助事業者は、事業に着手したときは、農業振興対策3類着手報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して、遅滞なく市長に報告しなければならない。

- (1) 契約書の写し
- (2) 見積書等入札関係書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(完了検査)

第10条 別表3に掲げる補助事業については、補助事業に係る納品又は工事の竣工にあたっては、市長は現物検査を行う。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止及び中止を含む。以下「完了等」という。）したときは、完了等の日から起算して30を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い期日までに、農業振興対策3類実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書（様式第2号）

- (3) 納品書等の写し（機械・資材等の購入の場合）
- (4) 領収書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

- 2 第4条第3項ただし書の規定による申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出する以前において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、第7条の規定に基づき、変更の承認を受けなければならない。
- 3 第4条第3項ただし書の規定による申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項に規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第10号により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（額の確定及び交付）

- 第12条 市長は、前条の規定による実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、農業振興対策3類補助金額確定通知書（様式第11号）により補助事業者に通知した後に、当該額を交付するものとする。
- 2 前項の規定による補助金の額は、第4条第3項から第5項を準用する。
 - 3 補助事業者が補助金の交付の目的を達成するため、市長において特に必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、補助事業の完了等の前に補助金の全部又は一部を概算払することができる。

（電子申請）

- 第13条 第4条第1項（交付の申請）、第7条（計画変更）、第9条（着手報告等）、第11条（実績報告）の規定にかかわらず、申請者は、あいち電子申請・届出システム（平成16年あいち電子申請・届出システム利用規則）により、申請することができる。
- 2 第5条第1項（交付の決定）、第8条第2項（変更交付決定）、第12条第1項（額の確定通知）の規定にかかわらず、市長はあいち電子申請・届け出システムにより、通知することができる。

（財産の処分の制限）

- 第14条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「補助財産」という。）について、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反してこれを使用し、譲渡し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同省令に定めのない財産にあつては市長が別に定める期間。以下「財産処分制限期間」という。）を経過したときは、この限りでない。

- 2 補助事業者が市長の承認を受けて補助財産を処分したことにより収入があったときは、市長は、その収入額の全部又は一部を市に返納させることができる。

(帳簿等の整備・保存)

第15条 補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿を備え、その収入額及び支出額を記載するとともに、その内容を証する書類を整備し、補助事業が完了等した年度の翌年度から起算して5年間、これを保存しておかなければならない。

- 2 補助事業者は、補助財産のうちの施設及び取得価格が50万円以上の機械・器具について、別に定める財産管理台帳を作成しなければならない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、財産管理台帳及び当該台帳に係る関係書類については、財産処分制限期間が経過するまでの間、これを保存しておかなければならない。

(検査)

第16条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため、補助事業者等の報告に基づき、帳簿等関係書類及び物件、施設等を検査することができる。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第17条 市長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金等の全部若しくは一部を返還させなければならない。

- (1) この要綱又は補助金等の交付の決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。
- (2) 補助金等を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助事業等を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 補助事業等に関する申請、報告、施行等について不正な行為があったとき。
- (5) 第6条各号のいずれかに該当したとき。
- (6) その他補助金等の運用を不相当と認めたとき。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

別紙 1

補助事業	交付目的	補助事業者	補助対象経費	補助率(限度額)
市山間地営農等振興事業	自然的・経済的・社会的諸条件に恵まれない農山村地域において、農地保全と農業振興を図る。	農業協同組合又は農業者の組織する団体等	愛知県山間地営農等振興事業実施要領(昭和51年4月10日付け51農政号外愛知県農林部長通知)に準じ、農業協同組合、農事組合法人等が実施計画に基づいて行う次の事業の経費 (ア)集団樹園地等造成改良に関する事業 (イ)農林漁業経営の近代化のための機械、施設等整備に関する事業 (ウ)林業労働の安全衛生施設、機械器具等の設置に関する事業 (エ)農林漁業資源の活用促進に関する事業 【対象地区】石野、松平	1/2以内
地域施設整備事業	地域営農の拠点である共同利用施設、機械等を整備することにより、生産性及び品質の向上を図る。	農業協同組合又は農業者の組織する団体等	共同利用施設、機械等の整備に要する経費	3/10以内
と畜場施設修繕等事業	市内と畜場の施設修繕等を支援することで、安全な食肉の供給を図ることを目的とする。	と畜場運営事業者	と畜場を適正に維持・運営するために行う、1件100万円以上の施設の修繕等に要する経費	1/2以内
農業後継者団体育成事業	農業後継者団体の育成を図り、もって農業の中核的担い手としての基礎の確立に資する。	豊田みよし4Hクラブ、豊田加茂青年農業士会等	農業後継者団体が後継者の育成のために行う活動に要する経費	2/10以内 (25万円)

補助事業	交付目的	補助事業者	補助対象経費	補助率(限度額)
生産者組織育成費	地場農産物の生産組織を充実させることにより、地域の特性に応じた特産物の名声を高め、その産地化を図る。	農業協同組合又は農業者の組織する団体等	地場農産物の産地化を図るための生産者組織の育成に要する経費	3/10以内 (一般事業 20万円 特認事業 10万円)
転作団地化推進事業	経営所得安定対策の実施に伴う連たん団地化及び集団転作の定着化を推進し、農業経営の安定及び生産調整の推進を図る。	あいち豊田農業協同組合	経営所得安定対策の実施に伴う連たん団地の推進に要する経費	1ha以上(中山間地域は0.5ha以上)の連たん団地を実施した水田10a当たり に、次の各号に掲げる作物の区分に応じ、当該各号に定める額を乗じて得た額 (1)作業受委託契約の麦 15,000円 (2)中山間地域の麦以外 2,000円 この場合において、市外農家耕作水田及び作付期間に利用権が設定されている水田については、補助金の交付対象としない。

補助事業	交付目的	補助事業者	補助対象経費	補助率(限度額)
内水面漁業振興事業	内水面漁業及び養殖業の振興を図り、もって本市の漁業の活性化に資する。	漁業協同組合	(1)水産資源確保対策事業 水産資源の回復及び保全に要する経費、魚類の繁殖・養殖・保護及びその研究に要する経費、産卵場の整備に要する経費等。 (2)養魚・遊漁等管理施設等整備事業 養魚・遊漁等の管理施設等の整備に要する経費	1/2以内 (1)に該当する事業 ①矢作川漁協 8,450千円 ②巴川漁協 1,444千円 ③名倉川漁協 1,140千円 ④三河湖漁協 93千円
新規就農者就農支援事業	農ライフ創生センター「桃・梨専門コース」修了生が、豊田市内において桃又は梨の生産農家として新規に就農を開始した時に農業資材等の初期投資を経営基盤の確立を図る。	「桃・梨専門コース」修了生	「桃・梨専門コース」修了生の新規就農に対し、農業生産に必要となる経費	1/2以内 (30万円)
市民農園運営支援事業	市民農園の利用環境の改善を図り、「農」を介した市民交流を促進するとともに、農業に対する市民理解を深めることで、本市の持続可能な農業の発展に資する。	市民農園運営者等	(1)市民農園の開設及び利用環境の改善のために要する経費 (2)利用者を対象に行う農業教室等に要する経費 (3)利用者の拡大を図るために行う広報活動に要する経費	3/10以内 (1事業者あたり15万円)

補助事業	交付目的	補助事業者	補助対象経費	補助率(限度額)
グリーンツーリズム推進事業	観光と連携したグリーンツーリズムを推進する。	グリーンツーリズム推進団体等	セカンドスクール事業(学校版、フリー版)を実施するために要する経費	(1)学校版 6/10 以内 (2)フリー版 4/10 以内
農業チャレンジ推進事業	農業の環境負荷低減に資する新たな取組を支援することにより、市内農業の持続的発展と農業者の所得向上を図る	農業者又は農業者の組織する団体等	(1)温室効果ガス排出量削減等農業の環境負荷軽減に資する取組に要する経費 (2)農作業の省力化や効率化に資する農業用機械又は設備や農業技術の導入に要する経費 (3)その他農業のカーボンニュートラルの実現に資する取組に要する経費	1/2以内
農地集積支援事業	畦畔除去によるほ場の区画拡大により、担い手の農作業の効率化を促進することで農地の集積・集約を図る。	土地所有者	土地所有者 畦畔除去による農地の一体的な利用への協力金を交付	定額

別表 2 (補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額しない補助事業)

転作団地化推進事業 農地集積支援事業

別表 3 (着手届及び完了検査を要する補助事業並びに交付決定前着手が可能な補助事業)

山間地営農等振興事業(単市) 地域施設整備事業

様式第 2 号（第 4 条及び第 1 0 条関係）

収 支 予 算 書
 （ 当初 変更）
 収 支 決 算 書
 （あてはまる方にチェックをつける）

1 収入の部 （円）

項 目	予算額	決算額	比較増減	備 考
	交付申請時に記入。 事業計画変更申請 は、従前を下段にカッ コ書き。	実績報告時に 記入	減額となる場合 は、数値の頭に△ を付す。	
補助金				
自己資金				
融資				
その他				
合 計				

2 支出の部 （円）

項 目	予算額	決算額	比較増減	備 考
	交付申請時に記入。 事業計画変更申請 は、従前を下段にカッ コ書き。	実績報告時 に記入	減額となる場合 は、数値の頭に△ を付す。	
合 計				

様式第 3 号（第 4 条関係）

役 員 名 簿

法人又は団体の名称			
役職名	(フリガナ) 氏 名	住 所	生年月日

記入上の注意

- 1 役員全員を記載してください。
- 2 役員を置かない団体の場合は、その団体の構成員を記載してください。

文書番号 年 月 日

農業振興対策 3 類
補助金交付決定通知書

豊田市長

申請者	
	様
交付申請日	年 月 日

豊田市農業振興対策 3 類補助事業交付要綱第 5 条の規定により次のとおり交付することに決定しましたので、同項の規定により通知します。

補助事業名	
補助金の額	円
交付の条件	裏面のとおり

補助金交付の条件

1 一般的な条件

- (1) この補助金を、交付の目的以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業の実施に当たっては、関係法令、豊田市補助金等交付規則、豊田市農業振興対策3類補助事業交付要綱（以下「法令等」という。）を遵守すること。
- (3) 市長又は市長の委任を受けた職員が、補助事業の適正な実施のためにする指示、通達等に従うこと。

2 補助事業に係る条件

- (1) この補助金を、交付申請書に記載した補助事業の内容以外の用途に使用しないこと。
- (2) 補助事業者（申請者）は、次に掲げる条件に従うこと。
 - ア 法令等を遵守すること。
 - イ この補助事業に係る帳簿を備え、その収入額及び支出額を記載するとともに、その内容を証する書類を整備し、補助事業が完了等した年度の翌年度から起算して5年間、これを保存しておくこと。
 - ウ イの規定にかかわらず、財産管理台帳及び当該台帳に係る関係書類については、財産処分制限期間が経過するまでの間、これを保存しておくこと。
 - エ 補助財産については、補助事業の実施中はもとより、補助事業の完了等の後においても、善良な管理者の注意をもってこれを管理するとともに、補助金の交付の目的に沿った効率的な運用を図ること。
 - オ 財産処分制限期間が経過するまでは、市長の承認を受けないで、補助財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供しないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同省令に定めのない財産にあつては市長が別に定める期間。「財産処分制限期間」という。）を経過したときは、この限りでない。
 - カ 市長の承認を受けて補助財産を処分したことにより収入があつたときは、市長の指示に従って、その収入額の全部又は一部を市に返納すること。

文書番号 年 月 日

農業振興対策 3 類 変更交付決定通知書

豊田市長

補助事業者	
	様
変更承認申請日	年 月 日

豊田市農業振興対策 3 類補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により次のとおり変更しましたので、同条第 2 項の規定により通知します。

補助金の額	変更前	金	円
	変更後	金	円
変更の内容	変更前		
	変更後		
変更の条件			

農業振興対策 3 類 交付決定前着手届

豊田市長

下記事業について交付決定前に事業に着手したいので、豊田市農業振興対策 3 類補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、下記条件を同意の上、届け出ます。

			届出日	年 月 日
補助事業者	住所	法人等の場合は所在地		
	氏名	法人等の場合は名称、代表者の役職名・氏名		
	電話番号	日中に連絡のとれる番号		

対象の補助事業

交付申請日	交付申請書を提出した日	年 月 日
補助事業名	交付要綱別表 1 補助事業欄による。	
補助金額	交付申請書に記載の額	

申請の内容

【機械・資材等の購入の場合】※		
	契約予定日	年 月 日
	納入予定日	年 月 日
【工事施工等の場合】※		
	契約予定日	年 月 日
	工事の竣工予定日	年 月 日
交付決定前に着手する理由		
同意条件 (☑チェックしてください。)	<input type="checkbox"/> 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、補助事業者が負担します。 <input type="checkbox"/> 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議はありません。 <input type="checkbox"/> 当該事業について、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行いません。	

※については、別表 3 に掲げる補助事業の場合について記載

様式第 8 号（第 9 条関係）

農業振興対策 3 類 着手報告書

豊田市長 様

次のとおり事業に着手しましたので、豊田市農業振興対策 3 類補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により、報告します。

			着手届出日	年 月 日
補助事業者	住所	法人等の場合は所在地		
	氏名	法人等の場合は名称、代表者の役職名・氏名		
	電話番号	日中に連絡のとれる番号		

対象の補助事業

交付決定通知	文書番号 年月日	第 号 年 月 日
補助事業名	交付要綱別表 1 補助事業欄による	

事業の内容

【機械・資材等の購入の場合】		
見積合わせ日（入札日）	年 月 日	
契約日	年 月 日	
納品予定日	年 月 日 予定	
【工事の施工の場合】		
入札の公告など対外的に事業名を掲げて施工業者を募集した日	年 月 日	
見積合わせ日（入札日）	年 月 日	
契約日	年 月 日	
工事の竣工予定日	年 月 日 予定	
契約の相手方	発注した相手の所在地、名称、代表者名（個人の場合は住所・氏名）	

添付書類

必須	<input type="checkbox"/> 契約書の写し <input type="checkbox"/> 見積書等入札関係書類の原本又は写し
その他市長が必要と認める書類	

様式第 9 号（第 11 条関係）

農業振興対策 3 類 実績報告書

豊田市長 様

補助事業を完了、廃止又は中止しましたので、豊田市農業振興対策 3 類補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

			実績報告日	年 月 日
補助事業者	住所	法人等の場合は所在地		
	氏名	法人等の場合は名称、代表者の役職名・氏名		
	電話番号	日中に連絡のとれる番号		

対象の補助事業

交付決定通知	文書番号 年月日	第 号 年 月 日
	事業計画変更に伴う変更交付決定の文書番号及び年月日	
補助事業名	交付要綱別表 1 補助事業欄による	

報告の内容

報告の内容	チェックをつける	<input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 中止
納品日（機械・資材等の購入の場合）※		年 月 日
竣工日（工事の施工の場合）※		年 月 日
事業完了年月日	納入、引き渡し、行事の催行、支払い等がすべて終わった日	年 月 日

添付書類

必須	<input type="checkbox"/> 事業実績書（事業実施報告書等）
	<input type="checkbox"/> 収支決算書（様式第 2 号）
	<input type="checkbox"/> 納品書等の写し（機械・資材等の購入の場合）
	<input type="checkbox"/> 領収書の写し
その他市長が必要と認める書類	

※については、別表 3 に掲げる補助事業の場合について記載

様式第10号（第11条関係）

豊田市長 様

農業振興対策3類補助金に係る仕入れに係る消費税相当額の確定に伴う返還相当額について（報告）

農業振興対策3類補助金交付要綱第11条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

			報告日	年 月 日
補助事業者	住所	法人等の場合は所在地		
	氏名	法人等の場合は名称、代表者の役職名・氏名		
	電話番号	日中に連絡のとれる番号		

対象の補助事業

補助金額確定通知日	補助金額確定通知の文書番号及び年月日	第 号 年 月 日
補助事業名	交付要綱別表1補助事業欄による	

交付要綱第15条に基づく補助金の確定額	—	円
補助金の変更交付決定により減額した仕入れに係る消費税等相当額	A	円
消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額	B	円
補助金返還相当額	B - A	円

（注）内容のわかる資料を添付すること。

番 号
年 月 日

農業振興対策 3 類
補助金額確定通知書

豊田市長

補助事業者	
	様
実績報告日	年 月 日

豊田市農業振興対策 3 類補助金交付要綱第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり補助金の額を確定しましたので、同項の規定により通知します。

補助事業名	
補助金の額	円